

令和元年度

教育行政執行方針

令和元年6月

江別市教育委員会

令和元年第2回定例会の開会に当たり、江別市教育委員会の教育行政の執行方針を申し上げます。

国は、平成30年6月に策定した「第3期教育振興基本計画」において、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力や社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成」、「生涯学び、活躍できる環境の整備」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築」、「教育政策推進のための基盤整備」を、今後の教育政策に関する基本方針としております。

また、2020年から実施される新たな学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業を進めることを重視し、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等のほか、現代的な諸課題に対応するために求められる資質・能力を育むことを目指すものとされております。

こうした状況を踏まえ、本市におきましても、社会環境や個々の家庭の経済状況などにかかわらず、全ての子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体を、この「ふるさと江別」で育み、そして夢と自信を持って、自らの可能性に挑戦していけるよう、教育環境の一層の充実が必要であります。

また、社会の持続的な発展をけん引していく多様な力を育成するには、生涯にわたり学び、活躍できる環境を整えていくことが大事であり、市民一人ひとりが、それぞれの得意な分野で個性や能力を最大限に発揮し、生きがいや心の豊かさを持って健康で暮らしていけるよう、芸術・文化やスポーツに親しむ環境の整備に努めるなど、生涯にわたる学習機会の充実も大切であると考えております。

これらの取り組みを着実に進めるに当たっては、今年度からスタートした「第2期江別市学校教育基本計画」、「第9期江別市社会教育総合計画」及

び「第6期江別市スポーツ推進計画」をはじめとした教育振興のための諸計画に基づき、教育関連施策を推進してまいります。

教育行政推進のための重点的な取り組みについて、学校教育、社会教育・スポーツの順に、申し上げます。

初めに、学校教育についてであります。

江別市学校教育基本計画に基づき、「心豊かに学びともに未来のふるさとを拓く子どもの育成」を基本理念に、「夢を持ち、夢を語り、夢の実現に向けて行動する子ども」を目指して学校教育を進めてまいります。

学校教育の1点目は、確かな学力を育成する教育の推進であります。

これからの知識基盤社会の時代を、子どもたちが主体的、創造的に生きていくためには、基礎的な学力とともに、応用力や発展的な学力を身に付けることが必要であります。

2点目は、地域とともにある学校づくりの推進であります。

次代を担う子どもたちへの教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校、家庭及び地域社会がそれぞれの機能を十分発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携を強化することが求められています。

これらのことから、児童生徒一人ひとりの確かな学力の定着に向け、引き続き「小中学校学習サポート事業」の取り組みのほか、学校のICT環境整備や外国語教育を推進してまいります。

また、小学校と中学校の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した系統的な教育活動による学力向上に資するよう、小中一貫教育の導入のための準備を進めてまいります。

保護者・地域から信頼される学校づくりの推進では、教職員が心身の健康を維持しながら、教育活動に意欲的に取り組むことで、教育の質の向上と、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを行う必要があります。

そのため、教員の長時間勤務の解消に向けて、学校閉庁日や部活動休養日の設定などを行い、教員が児童生徒と向き合う時間の確保や負担の軽減に取り組んでまいります。

次に、社会教育・スポーツについてであります。

江別市社会教育総合計画及び江別市スポーツ推進計画に基づき、市民が生涯にわたって、学習・文化活動・スポーツを気軽に行い、心身ともに健やかで充実した生活を営めるようにします。また、長い歴史を持つれんが産業や文化・歴史遺産を通じて、市民のふるさと意識の醸成を図ってまいります。

社会教育・スポーツの1点目は、学びを支える生涯学習の推進であります。

市民の学習ニーズは、心の豊かさや生きがいの希求など多種多様化しており、健康都市宣言の理念を踏まえて、こうしたニーズに応えられる環境の充実に引き続き努める必要があります。

協働の視点から、市民が様々な活動を通じて、主体的に学ぶ楽しさや達成感を味わい、習得した成果を地域へ還元できることを目指し、学習機会を幅

広く提供してまいります。

また、市民の生涯学習活動を支援するため、情報図書館では、図書、雑誌、視聴覚資料などを充実するほか、野幌駅南口にオープン予定の「市民交流施設」において、予約した図書等の貸出しや返却を実施するなど、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

2点目は、生涯スポーツの推進であります。

スポーツは、生涯にわたる心身の健康の保持増進に重要な役割を果たします。特に、青少年にとっては、体力の向上とともに、他者を尊重し、他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度を培うなど、人格の形成に良い影響を与えるものであります。

健康都市宣言の理念を踏まえ、障がいのある方を含めた幼児から高齢者までの、あらゆる世代のスポーツ活動を推進するため、スポーツを「する」ことに加え、「みる」、「ささえる」機会の充実を図る必要があります。

ラグビーワールドカップ2019日本大会における公認チームキャンプ地として、オーストラリア代表チームとの交流事業の実施や、合宿誘致などの取り組みを通じて、選手などとの交流により、市民スポーツ活動の活性化を図ってまいります。

また、来年2月に本市で開催されるスペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲームや、障がい者スポーツ体験イベントの開催を支援するなど、障がい者スポーツの普及促進に向けた取り組みを進めてまいります。

3点目は、スポーツ環境の整備・充実であります。

安全で快適なスポーツ施設などは、充実した活動のために不可欠なものであることに加え、災害時の避難所ともなることから、安全で快適に利用できる環境をつくっていくことが必要であります。

そのため、市民要望を踏まえ、引き続き、市民が利用しやすいよう、施設を適切に管理運営するとともに、スポーツ施設の計画的な改修整備を進めていくこととし、今年度は、市民体育館アリーナの床張替え工事と照明のLED化を実施してまいります。

以上、令和元年度の教育行政執行に当たっての方針について申し上げましたが、

教育委員会といたしましては、日本の未来を担う子どもたちが、夢を語り、その実現に向かって努力を重ね、心豊かにたくましく成長することを願うとともに、さらに、市民一人ひとりが生き生きと豊かな人生を送ることができるよう、各種教育施策に全力で取り組んでまいります。

市民の皆様と議員各位の一層のご理解、ご協力を、心からお願い申し上げます。